

第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会 議事概要

- 日時 令和5年10月31日（火）18時30分～20時30分
- 場所 鎌倉市役所本庁舎2階 全員協議会室
- 出席者 赤井慶子、柏木聡、田中良一、手島廉幸、長谷川太郎
平井潤子、益田朋子、松村夕起子、峯尾武巳、山岡明美
山内由隆、山本俊文、渡邊武二、渡部月子
計14名（五十音順）
- 会議内容
 - 1 報告
 - （1）鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和4年度の実績報告の修正について
 - 2 議題
 - （1）次期計画の骨子（案）について
- 事前配付資料
 - 資料1－1 鎌倉市高齢者保健福祉計画 令和4年度実績報告書【詳細版】
 - 資料1－2 鎌倉市高齢者保健福祉計画 令和4年度実績報告書【概要版】
 - 資料2 次期計画の骨子（案）
- 議事概要

委員長より開会の挨拶の後、出席者の確認を行う。定員14名全員が参加。委員の過半数が出席していることから委員会として成立することを確認。傍聴希望者はいなかった。

その後、事務局より事前配付資料の確認後、当日配付資料として以下の資料を配付した。また、本委員会の議事録についても公開することを全員了承した。
- 当日配付資料
 - 第5回推進委員会 事前質問及び意見概要
 - 第5回高齢者保健福祉計画推進委員会に関する意見質問票（事後質問用）
 - 第4回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会議事録概要

1 報告

(1) 鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和4年度の実績報告の修正について

(事務局)

前回から修正しました点について説明します。今回、前回いただいたご意見等を踏まえて修正を加えたところが3箇所あります。

まず1点目、資料1-1の32、33ページをご覧ください。

「買い物支援サービスと情報提供」につきまして、事業の方向性を「縮小」にしておりましたが、取組み予定から「継続」としても良いのではないかとのご意見を踏まえ、「継続」に修正しました。これに伴い、資料1-2、4ページにつきましても、「継続」に修正しています。

次に2点目です。資料1-1、50ページをご覧ください。「計画推進のための指標」の14番目の項目について、前回の委員会では、実績値が集計中だったため空欄にしておりましたが、実績値が確定したため記載しました。

続きまして3点目です。54ページをご覧ください。「地域支援事業量」のうち、「包括的支援事業の相談件数」について、見込み値と実績値に乖離があるため、件数の差について説明する注釈を追加しました。以上が実績報告書の修正点となります。

それでは、事前にいただきました「第5回推進委員会 事前質問及び意見概要」をご覧ください。こちらの中から実績報告書に関するご質問について回答します。1枚目の上から3つまでが実績報告書に関する事前の質問ご意見です。

まず「6 主要施策の推進状況」の「主要施策1-3、高齢者の尊厳を守る取組の推進」に関して、エンディングノートの配布数についてのご質問です。毎年2,000部を作成しまして、高齢者いきいき課窓口の他、支所、老人福祉センター、地域包括支援センター及び社会福祉協議会に配架しています。

続きまして、同じ項目の「現在の終活情報登録者数はどれくらいか」という質問ですが、令和5年10月1日現在12名です。

次に「主要施策2-2 生きがいくりの推進」について、入浴助成事業、デイ銭湯事業に関する質問です。こちら令和4年度の実績は、24、25ページに掲載しています。令和4年度中に1カ所が廃業になっていますが、概ね計画通りのサービスを提供できたと評価しています。また、デイ銭湯事業では、令和5年度に学生団体との協働で、多世代交流事業を実施する予定なので、事業の方向性は拡充にしています。他市の状況については記載の通りとなります。以上で実績報告の修正についての説明を終わります。

(委員長)

ただいま事務局から令和4年度の実績報告書の修正について説明がありましたが、事前の質問とは別に内容について何かご意見等ありますか。

ご意見がないようでしたら、実績について承認ということで、早速ですが本日の「議題1 次期計画の骨子(案)」について事務局から説明をお願いします。

2 議題

(1) 次期計画の骨子(案)について

(事務局)

資料にボリュームがありますので、「章」ごとに説明、「第4章」については「節」ごとに区切って説明をした後、質疑応答をお願いします。

それではまず第1章について説明します。

第1章は1ページから4ページまでで、こちらは第9期計画策定の背景や位置付け、計画の期間など計画全体について説明をしている章です。第8期計画では、第3章で説明していた「SDGsの取組」を、今回はこちらの章に移動し、3ページの中で説明しています。こちらの章の説明は以上になります。

(委員長)

「第1章 策定にあたって」という部分についてはよろしいですか。もしないようでしたら、第2章の方へ進んでいただければと思います。

(事務局)

引き続き、第2章5ページから10ページになります。こちらは「高齢者を取り巻く状況」として、全国の状況と鎌倉市の状況をそれぞれ記載しました。7ページに掲載しているグラフは、第8期の計画と同様のグラフになりますが、今回新たに85歳以上の区分を追加しました。

8ページについては、「要支援・要介護認定者数の推移」を掲載しています。こちらは、令和5年度の実績値を掲載する予定ですが、厚生労働省のホームページに掲載される予定が12月のため、掲載されたら令和5年度の数値を記載します。その際に、令和5年度以降の数字が若干変わるかと思いますが、人数そのものよりも全体の要介護者数に対する各段階の割合で推計値を出しているため、そこまで大きな変化はないかと考えています。

続きまして9ページは「日常生活圏域別の人口と要支援・要介護認定者数」を掲載しています。「日常生活圏域別の人口」は真ん中の表になりますが、こちら

は市政情報担当が鎌倉市のホームページに掲載している数字を引用する予定になっています。本日確認したところ、準備中のため数値は掲載できていません。

「日常生活圏域別の高齢者人口と高齢化率」について、住民基本台帳を基にした数値を載せることとなります。

10 ページが、こちらが今回新たに「高齢者の一人暮らしまたは高齢者世帯数」の状況について記載しました。

(委員長)

第2章は人口統計の部分ですが、ご意見等ございますか。ないようでしたら第3章の説明をお願いします。

(事務局)

第3章の「計画の基本目標と基本方針」について、11 ページから 28 ページを説明します。こちらは計画の基本目標と基本方針をそれぞれ説明している章になります。

前回の委員会まででお示ししている体系図は、12、13 ページになります。前回の委員会から変更している箇所がありますが、この変更箇所等は次の第4章で基本方針ごとに説明をするタイミングがありますので、そちらの方で具体的に説明します。14 ページ以降ですが、こちらが基本方針ごとの説明とそれに関係するアンケート結果を抜粋して記載しています。

なお、令和4年度に実施したアンケート調査の結果のみを掲載していますが、こちらは、今後、前回の令和元年度のアンケートの結果と併せて記載して比較する予定です。第3章については以上です。

(委員長)

第3章について、何かご意見等ありますか。

アンケート調査の結果は比較のために前回アンケート調査分も入れるという理解でよろしいですか。

(事務局)

令和元年度の数値を入れることで前回からの比較ができるため、掲載する予定です。

(委員長)

17 ページの「介護保険に関するアンケート調査」で横の棒グラフになっていますが、これも前回と同じような図が掲載されるということですか。

(事務局)

基本的に前回の結果を掲載する予定ですが、掲載の仕方やレイアウトは現在検討中です。

(委員長)

活字が多くページ数也多いため、見やすくてわかりやすい掲載にしてもらえたらと思います。

(事務局)

29 ページから 40 ページまでの第 4 章のうち、「第 1 節 基本方針 1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり」の項目について説明します。

今回こちらは第 8 期からの変更点、それから前回説明しました体系図からの変更点にポイントを絞って説明します。

37 ページ、「1-3-(2) ケアラー支援の強化」になります。こちらは「主要施策 1-3 在宅生活支援サービスの充実」は、前回の体系図の中では「ケアラー」を「介護者」という表現でしたが、今回、「(仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例」を策定することもあり、この表現をケアラーという表現に変更しました。主な変更点、それから第 8 期計画からの変更点は以上になります。

(委員長)

ケアラーの文言について、「(仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例」を定めるので、それに合わせる形で文言を修正したという説明でしたが、補足説明は入りますか。今までは家族介護者という言葉が使われていて、最近使われている呼び方のケアラーはニュアンスが少し違うように感じます。在宅で介護している家族介護者という言葉から受け取る言葉の意味合いとケアラーという言葉の意味合いに乖離があると思われるため、注意書きがある方が誤解はないと感じています。

(事務局)

ケアラーの文言の説明ですが、第 8 期同様、冊子の最後にある用語の解説集の 89 ページに追加しています。

(委員長)

用語解説集を索引のように使うとしたら、用語集の単語の下にある空欄にページ数を入れてもらおうと関連性がわかると思います。協議体がよくわからないという事前質問に対して用語集に掲載しているとの回答もありましたが、関連性が見えるような工夫があっただけかなと思いました。参考に検討してもらえ

ればと思います。

(委員)

ケアラーに関する質問ですが、こちらの文章の方には、ビジネスケアラーやヤングケアラー、若者ケアラー、ダブルケアなどという用語が書かれていますが、ヤングケアラーやダブルケアへの支援はどのような支援を考えているのか、それとも今後充実を図っていくということかを教えてください。

(事務局)

現時点では具体的な個別の施策や取組みは決まっていないところです。具体的に取組みが決まりましたら、実績報告などでこちらの方にお示ししたいと考えています。

(事務局)

「第2節 認知症の人を支える体制づくり」は、41 ページから 45 ページになります。基本方針の考え方から説明します。

まず、国は認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（通称：認知症基本法）」が制定されました。本市の第8期計画においても、主要施策として認知症施策の推進を重点目標として取り上げて、認知症理解の促進とご本人や家族への支援に取り組んできたところです。第9期計画では、認知症基本法の制定に伴い、本市の認知症施策を主要施策から基本方針に格上げをして、引き続き重点施策として施策の推進を図っていきます。

今回の主な改定ポイントを説明します。

まず認知症への理解を促進するためのソフト面では、認知症サポーターの養成、普及啓発、本人ミーティング等の充実。認知症本人とその家族が安心して暮らせるためのハード面では、支援体制整備、サービスの充実という両輪から取り組みます。そして、認知症サポーター養成講座の受講者は令和5年3月現在で1万8,875人となっています。第9期計画においては、計画期間である令和8年度末までに認知症サポーターを2万5,000人まで増やすことを目指して計画を立てています。また、本人の意思が尊重されるよう、本人や家族からの発信機会を創出していきます。

また、チームオレンジによる地域での支え合いの場を推進していきます。

令和4年度に市内に新しく設置されました認知症疾患医療センターと連携を図りつつ、医療介護従事者の認知症対応力の促進に努めます。

以上で説明を終わります。

(委員)

認知症サポーター養成講座について、短時間で多くの方に知ってもらうために1日ばかりで受けた覚えがあるのですが、その趣旨は変わっていませんか。

(事務局)

認知症サポーター養成講座について、「ゆるやかな見守り」ということを目指しているため、なるべく多くの方にまずは受講してもらい、幅広く知ってもらいたいという趣旨で行っています。

(委員)

私も講座を受けるたびにオレンジリングをもらえたので全部お断りしているのですが、何回も受ける方には差し上げなくてもいいのかなと思っています。

(事務局)

ご意見いただきましてありがとうございます。そのようにしたいと思います。

(委員)

1つ目は、市民健診の中に認知症に対する問題を取り上げてもらいたい。難しい話だと思いますが、私たち家族の会からしてみると、例えば、市民健診の際に認知症に対する少し考えるきっかけみたいなことでもいいと思っています。高齢者の5人に1人が認知症になる時代が到来し、いわば国民病のような形になる可能性があるわけです。その場で判断をするのが難しいという課題があると思いますが、市民健診を活用した認知症に対する検診が今後大きな問題になると思っています。

2つ目は、認知症施策に関する条例で、全国的にも認知症支援の条例化に取り組む動きがあります。そういった動きが考えることがこれから非常に大事になってくるだろうと思っています。それぞれに対する取組みを何かできないのだろうかというようなことを私どもは考えています。

3つ目は、認知症基本法がスタートするわけですが、この中に、計画を作る項目があります。計画を作るのも結構なのですが、高齢や障害など色々な分野で計画を作っていてどうなのだろうかと思っています。まず、いろいろ計画を読んでいくと、いろいろなところに関わってくる課題がたくさんあると思う。今後策定される認知症施策推進基本計画と、この高齢者保健福祉計画との整合性が果たして取れるのかと懸念があります。例えば、今回、住宅対策についての記載はありますが、現実には「市営住宅に空いている部屋もある。そこに何で入れてもらえないのか」という声が私のもとに来ます。そうした計画同士の整合性を気にか

けないと今後進めることができないのではという気がしています。

(事務局)

まず、市民健診を活用した認知症に対する検診について、担当の市民健康課に本委員会で意見があったことを伝えます。

2つ目の認知症施策に関する条例について、神奈川県下では大和市が「大和市認知症1万人時代条例」を策定していますが、現在、本市では「共生社会の実現を目指す条例」を策定しており、認知症の方も含めた条例となっています。そのため、今のところ認知症施策に関する条例を策定するところまでは考えていません。

3つ目の認知症施策推進基本計画との整合性について、これから国が計画策定に取り組むため、計画の内容を確認したうえで、高齢者保健福祉計画にどう反映していくかを考えていきたいと思えます。

(委員長)

市民健診を活用した認知症に対する検診、いわゆるスクリーニングだと思えますが、他の自治体でそういった取組みをしているという情報はありますか。

補足ですが、75歳以上の運転免許更新手続きの際に、認知機能検査が義務づけられています。

(事務局)

申し訳ありませんが、他自治体での取組みについて把握していません。

(委員)

1つ目に、認知症の方が徘徊したときの「高齢者SOSネットワークシステム」は現時点でどのように運用されているのかを伺いたい。

2つ目に、41ページの主要施策2-1「認知症への理解の促進」の上から2行目「認知症になっても希望を持って暮らせる社会を目指していくため」というのは誰が言っているのかを伺いたいです。

(事務局)

まず、徘徊高齢者SOSネットワークシステムの運用についてですが、徘徊高齢者の方の早期発見を目指している制度です。介護者の方からの申請を受けて、鎌倉市に登録をして、公共の交通機関などが通常業務の範囲内での捜索協力を行うもので、徘徊などで行方不明になったときに鎌倉市から協力事業者へ捜索をお願いするという運用になっています。

周知については、45 ページにある「②IT を活用した認知症高齢者等の探索支援」という認知症高齢者等早期発見支援事業により GPS 機器の貸出も行っており、徘徊高齢者 SOS ネットワークシステムと併せて対象者の方にはご案内しています。令和 5 年の 8 月 1 日現在になります。SOS ネットワークの登録者は 185 名います。

(委員)

そうすると、現在、鎌倉市では見守りアプリを公的には取り入れておらず、公共交通機関、タクシー運転手、バスの運転手とかが探す仕組みになっている。その他にも、防災無線を使っていますが、これらが SOS ネットワークシステムということですか。

(事務局)

アプリを使った仕組みではなく、以前からあるアナログな仕組みです。紙の台帳で登録申請があったものについて、行方不明になった時に介護者の方からの依頼があれば、その情報を鎌倉市から FAX 等で協力を依頼している公共の交通機関や地域包括支援センターなどに搜索の依頼をかける仕組みです。

(委員)

枝葉の話になりますが、以前の委員会で認知症サポーターになった方たちが、受講されたことをどのように活かしていくかを提案しました。例えば、認知症サポーターの方々に一斉に搜索情報の LINE やメールを送付することは今後考えられたりしますか。2 万人の方が搜索情報を手元で見られることはすごいことだとだと思っています。今ここで話すことではないかもしれませんが、感じたことをお話してみました。

(事務局)

確かに長谷川委員がおっしゃるように、2 万人の方が一斉に探してくれたらとても効果があるなど思いながらお話を伺っていました。

また、「認知症になっても希望を持って暮らせる社会を目指して」の表現ですが、国の表現を参考にしていると聞いていますが、出典を具体的にお伝えできないので確認します。

(委員長)

認知症サポーターやチームオレンジについて、たしか他自治体で徘徊高齢者の探索訓練をやったりしたと聞いたことがあります。鎌倉市でもそういった

取組みが過去に行われたりしたことがありますか。地域包括支援センターが主催して模擬訓練をするなど限られた地域での実施だったと思いますが、何か情報はありますか。

(事務局)

これまで徘徊高齢者の探索訓練が行われたという情報は把握していません。

1点追加情報として、先ほどアプリの活用の話がありましたが、認知症高齢者の方の衣服や杖にQRコードを貼っておくことで、仮に徘徊してしまったときに発見された方がそのQRコードを読み込むことで家族の方と連絡が取れるシステムの導入も検討しているところです。ITを活用した認知症高齢者等への探索支援を検討しているところです。

(委員長)

個人的な意見ですが、どんどんIT化されていく中で、現在あるものは使えるように皆で一度やってみて初めて改善や改良につながっていくと思っています。今後も色々と情報集めていただければと思います。

認知症施策は大変重要なところですが、時間の関係もあるので第3節に移ります。

(事務局)

続きまして第3節、46ページから54ページまでとなります。

「基本方針3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進」について、こちらもポイントを絞って説明します。

「3-3(5) 外出支援サービスの充実」、53ページになります。

こちら施策の内容に外出支援サービスの充実とありますが、この項目は前回お示しした第8期の計画の体系図でもそうでしたが、次の「基本方針4 住み慣れた地域で生活するための環境整備」に位置付けていたものです。外出機会の創出や生きがい健康づくりの推進といった目的で外出支援サービスを充実させているところですが、その目的を明確にするため、こちらの「基本目標3 社会参加の推進と地域活動拠点の充実」という項目に移動しました。それに伴い、こちらの項目の順番を整理した結果、この「3-3-(5) 外出支援サービスの充実」を追加しています。

こちらの主な事業の取組みとしては、54ページに掲載のとおりで、元々こちらは、「3-2-(2) いきいき事業の推進」に入っていた取組みも、外出支援に関わる部分はこちらに今回整理をしています。

「第5回推進委員会 事前質問及び意見概要」をご覧ください。

2 ページ目の下二つが今回こちらの節に関する質問です。シルバー人材センターの運営についての質問がありましたので、こちらの回答をご覧ください。

それからいきいき事業の推進の部分で質問をいただいておりますが、こちらについても回答をご覧いただければと思います。

続きまして3 ページ目になりますが、老人クラブの充実の項目についてのご質問です。こちらも回答についてはご参照いただければと思います。

それから先ほどご説明いたしました、外出支援サービスの充実で、これ以前の委員会でも何度かご意見いただいているところではありますが、高齢者のバス割引助成制度の復活についてのご質問です。繰り返しの回答にはなりますが、鎌倉市として、全ての高齢者に対しての一律の交通費補助を実施することは考えておりません。

第9期計画では、「3-3-(5) 外出支援サービスの充実」に位置づけて、引き続き外出機会の創出、生きがい健康づくりの観点というのを重視して外出支援サービスの充実を図っていくこととしています。

(委員長)

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには自助・互助・共助・公助が重要と言われており、そのうちの互助は自治会や老人会、隣近所を指します。しかし、地域でそれを担う人材の高齢化もあり、各団体も後継者を探すのが大変だという話もありますが、計画を策定する上での問題があれば教えてください。

また、委員の皆様の中には実際に地域でそのような役割を担っている方もいると思いますので、情報がありましたら教えてください。

(委員)

70 歳過ぎまで働いている人も多くなっていることは問題と感じています。あとは地域の町内会に働きかけるため老人クラブへの勧誘チラシも入れている自治体もあるようです。私たちとしては地元を大事にしていきたいと思っているので、鎌倉市から町内会に働きかけてもらえないかとの意見も前の委員会で提出しましたが、難しいとの回答をいただきました。ただ、減少傾向で大変困っています。何か良い考えがありましたら、よろしくお願いします。

(委員)

53 ページの「3-3-(5) 外出支援サービスの充実」について、運転免許証を自主返納した場合、65 歳の高齢者に対しての助成と書いてありますが、運転免許証を自主返納した人以外も広く助成をすることはどうか。例えば、70~75 歳と年齢を区切って検討してもらいたい。

(事務局)

運転免許返納者以外への交通費助成の拡大ですが、先ほど事前にいただいた意見質問の中でも回答しましたとおり、現在、鎌倉市としては全ての高齢者に対しての一律の補助を実施するということは考えていません。そのため、違う角度でより効果的な支援策を検討しています。目的としては外出機会の創出、生きがいや健康づくりの観点でのサービス充実を図っていくというのが現在の方針となります。

(委員長)

ありがとうございました。そうすると、買物の割引など福寿優待サービス事業の項目は移動手段の項目には入っていないということによろしいでしょうか。

(事務局)

第8期では、「3-2-(2)いきいき事業」の推進の中に項目として出していた福寿手帳交付ですが、現在は福寿カードを交付しています。このカードを協賛店舗等に提示することで、割引やサービスを受けられる制度で外出の機会を創出するという観点で実施している事業になります。

(委員長)

ありがとうございます。その利用実績のデータはありますか。

(事務局)

実は現時点でどれぐらいの利用実績があるかは現在の事業の運用では数値化できていません。今後の取組みとして、数値として実績を把握することを現在検討しています。

(委員)

福寿手帳のことで実感したことを話しますと、協賛店舗の一覧表には駅の周辺など普段の買い物に行くところが意外となく、店舗数自体も少ない。そもそも高齢者が買い物に行きたくなるようなお店が少なく、どちらかといえば観光客向けのお土産的なお店が掲載されています。実際に行きたくなるようなお店に対して協賛をしてもらえたらと思います。

(事務局)

協賛店舗の募集について、協賛店舗を掲載するマップの作成を検討しています。協賛店舗もメリットがないと割引やサービスに結びつかないので、マップに

掲載することで店舗側のメリットも出しながら、より協賛店舗を増やしていきたいと思っています。

(委員)

先ほどの繰り返しになるようで恐縮ですが、高齢者の外出サービスで高齢者に対する一律の交通費補助について、希望している高齢者も多いと思いますが、考えていただく余地はないということですか。財政の問題と言われてしまえばそれまでですが、よろしくをお願いします。

(事務局)

回答としては先ほどのとおりですが、54 ページの主な取組みの中の「⑤ICT を活用したポイント事業との連携」も検討しているところです。本事業の効果として、高齢者の外出が健康状態にどのような変化を与えたか、また外出によって医療費がどれくらい削減されたかを分析するもので、そのようなデータの活用も今後の外出支援として検討していきたいと考えています。

(委員)

53 ページの最後に「老人福祉センターの送迎車両を活用し、寺社巡りなどの外出支援プログラムを実施しています。」とありますが、1年間でどれぐらい実施されましたか。

(事務局)

令和4年度は試行的に1回実施しています。こちらの外出支援プログラムは生活支援コーディネーターが企画してイベント的に実施をしているもので、老人福祉センターの送迎車両を活用しています。今年度の実績を全て把握できていませんが、これまで2回開催しています。

(委員)

昨年実施されたプログラムは地域も限定されていて全市的なものではなかったと記憶しています。実は私も昔アンケートで高齢者の遠足のようなイベントを行ってほしいとお願いをしたことがありました。老人福祉センターは5つあるので各センター1回ずつの合計5回やってもらえればと思います。高齢者の楽しみを一つでも増やしてもらえたらありがたいと思います。

(事務局)

「第4節 基本方針4 住み慣れた地域で生活するための環境の整備」が 55

ページから 63 ページになります。

こちらについては先ほど元々こちらの項目にあった外出支援サービスの充実というのを既に説明した第 3 節に移動しています。元々そちらの外出支援サービスの充実の項目として、都市計画課の取組み等を掲載していましたが、こちらの項目は 59 ページの「4-2-(2) 移動手段の確保」という項目に変更しました。この移動手段の確保という視点から取り組んでいく内容を掲載して、第 8 期から引き続きの都市計画課の取組みと高齢者いきいき課の取組みとして、NPO 法人や社会福祉法人が実施する送迎サービスへの協力を記載しています。

それから 61 ページの「4-2-(4) バリアフリー化の推進」は新たな取組みというより各項目に散らばっていたバリアフリー化に関する取組みを今回こちらの項目にまとめています。

主なポイントとしては以上になりますが、こちらの項目の中で「主要施策 4-1 安心して暮らせる生活環境の確保」の中の「4-1-(1) 高齢者向け住宅の整備」、それから「4-1-(2) 介護保険関連施設等の整備と情報提供」は、第 5 章で説明します。

第 4 節の説明は以上ですが、先ほどと同様に事前にこちらの項目についても意見と質問がありましたので回答したいと思います。先ほど確認してもらった 3 枚目の一番下の「4-1-(4) 防犯情報等の提供」について、担当課に伝えます。

それからページめくりまして、「4-2-(2) 移動手段の確保」について、回答は先ほどと同じ内容になりますが、現在の交通費補助は運転免許返納者への補助のみを実施しています。第 4 節は以上になります。

(委員)

社会福祉法人などが実施する送迎サービスについて、玉縄地域は福祉施設がとても多い。現在、地域の人たちを駅から施設まで送迎してくれている施設がいくつかあるので、他の地域でも同様の取組みを進めてもらえれば地域の人にとって喜ばれると思います。

(委員)

高齢者の居住の安全を確保するため市営住宅等の公的賃貸住宅の他、高齢者向けの民間賃貸住宅等を活用し生活セーフティネットの機能を強化することですが、公的賃貸住宅について鎌倉市はどう考えているかを伺いたい。また、サービス付き高齢者向け住宅など福祉関係の高齢者施設は問題を抱えていると認識しています。総合相談窓口の設置に居住支援協議会が記載されていますが、

鎌倉市が住宅問題についてどう受け止めているかを私自身よくわからないことがあります。バリアフリーやエレベーターなどの配慮の視点が入った住宅というような枠を広げた形の検討をこれからしていく必要があるのではないかと思います。

この委員会で話をすることではないかもしれませんが、そんなことを思いました。

(事務局)

ライフステージに応じた住生活の実現および高齢者等の居住の安定確保については、都市整備総務課の取組みとして挙げているものになります。そのため、事務局で現状の詳細を把握できていないため、担当課に伝えます。

(委員長)

鎌倉リビングラボが今泉台地区で行われていたと思いますが、実績報告を見ていくと、予算の拡大の見込みがないという消極的な表現になっています。実態をわかる範囲で教えてください。

(事務局)

事務局でわかる範囲での回答となってしまいますが、鎌倉リビングラボは今泉台地区と玉縄台地区をモデル地区として実施しています。令和4年度の実績報告書の方向性の理由に予算の拡大見込みがないと記載していますが、これは引き続き取り組んでいくものの拡充していく方向にはないことを意味しています。そのため、以前から取り組んでいるプロジェクトをそのまま継続していく流れであると事務局では確認しています。

(委員)

高齢者は通院などで交通費がかさむので負担になっていますが、江ノ電バスがオレンジワンコインパスを発行していて、パスを利用すると1回当たり100円で乗ることができる。民間のバス会社がこれで十分利益が取れるということで発行したのだと思いますが、民間の会社に対して鎌倉市からの補助を検討すべきではないか、鎌倉市は一切やるつもりがないで済まして良いのか疑問に思っています。民間のバス会社や鉄道会社、タクシー事業者などと連携を取ることが必要なのではないかと思います。

(事務局)

オレンジワンコインパスについては事務局でも把握しています。現在、交通の

部局と定期的に意見交換をしていますので、本日いただいたご意見も情報提供して今後検討していきます。

(委員)

「4-3-(1)災害時に備えて支援体制の充実」について、私の認識ではここ10年間で鎌倉市の90歳以上の高齢者は2,500人から4,500人に増えていると思いますが、避難行動要支援者の中にはおそらく90歳以上の方はほぼ全員が入ってくると思われれます。それ以外にも医療的ケア児や電源を使って生命を維持している人たちもいますが、いつ地震が起きるかわからないとずっと言われている中で、個別避難計画の作成はまだ検討している段階なのでしょうか。実は昨年から医師会が鎌倉市にお願いをしていますが、2万人が手上げされている中で計画ができたのが1年間で1人だけと聞いています。他市では、ケアマネジャーが市から委託を受けて個別の避難計画を大まかに作る制度もある中で、鎌倉市はいつまでこれをずっと検討で済ますつもりなのかを伺いたい。

また、本来はどのような人たちにどう優先順位をつけるかということをいろいろな課をまたいで話をしなければいけないと思いますが、何か考えがあれば伺いたい。

(事務局)

総合防災課や福祉総務課、介護保険課の関連課とは先日も意見交換をしているところです。今回の委員会であったご意見を伝えていきたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。要援護者名簿を受け取っている自治会は8割ぐらいですか。

(事務局)

割合まで把握していませんが、受け取らない自治会もあると聞いています。

(委員)

受け取った側はどうして良いかわからないので、鎌倉市の方でここまではこちらで行いますから皆さんにはここまで協力してほしいと指示した方が良いと思います。ただ名簿の配付や福祉避難所の立ち上げの練習を実績に挙げられても、労力を割いているわりにはあまり実になっていない気がしました。

もう一点は、住まいの話に戻りますが、おそらく鎌倉市の持ち家の比率が非常に高かったと思います。これまで造成していった結果だと思いたいますが、これから

の人口統計を見ても人口は減っていく。鎌倉市は人気があるから多少移住者がいると思いますが、居住地が拡散したところに移動手段や送迎サービスをつけることよりは、元の町並みに戻していく、場所を集約していくようなこれから10年、20年先を見据えた取組みは予定されていますか。

(事務局)

2045年頃に迎える鎌倉市の高齢者のピークを見越した施設計画を策定していくことが神奈川県からも示されている中で、闇雲には施設を作らないという方向性もあると思います。また、地方では、住まいなどの生活機能を集約して効率を図っていく取組みがあると聞いたことがありますが、現時点では鎌倉市でそのような話は聞いていません。

(委員)

できれば次回までに全国の先行事例を各施策2つずつぐらい挙げてきてもらえませんか。鎌倉市が取り組むことが別に一番目じゃなくても良いと思います。良いことはどんどん真似して何か取り組んでほしいなと思いました。

(事務局)

「基本方針5 健康づくりと介護予防の推進」について説明します。

まず、基本方針の考え方です。鎌倉市の人口統計の見通しでは、今後高齢者人口は、令和27年度をピークに減少していくとされていますが、医療と介護の双方を必要とする75歳以上の後期高齢者の割合は増加し、平成27年度の1.8倍に及ぶとされています。

また、本市の65歳以上の高齢者の平均寿命と平均自立期間、65歳以上で要介護2未満の差は、男性で1.7歳、女性で3.6歳と言われており、この差を縮小し、高齢者になるべく自立し、生涯を過ごすために、予防的な視点から取り組んでいきます。

そのために市民一人ひとりの健康づくり、介護予防の意識を醸成し、自主的に行動できるようにするとともに、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援が必要であり、国が推奨する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組めます。この事業では、健康診査や医療費レセプト、介護のデータをもとに鎌倉市民の健康像を分析し、予防的な観点からアプローチするポピュレーションアプローチと、低栄養予防や糖尿病重症化予防の個別支援を行うハイリスクアプローチに取り組めます。第9期計画では、新たなハイリスクアプローチの取組みを取り入れるとともに、地域活動への参加や社会活動を支援によりフレイル予防に取り組めます。

基本方針5の改定ポイントとしましては、健診、医療データの活用のため、国民健康保険特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診等の機会の提供と周知に努めてまいります。新しく糖尿病重症化予防や低栄養予防に着目したデータ分析を行い、ハイリスク者への個別支援を行います。

また、フレイル予防等に取り組む地域の活動団体の活動支援をするため補助金を交付します。

最後に、健康体操をしている団体、補助金交付団体で基本チェックリストを実施してもらい、フレイル状態の把握を行って、必要に応じ専門職の派遣や健康教育を実施していきます。

介護保険の部門については、第8期と同じになっていますので、新しい取り組みを中心に説明しました。

(委員長)

第5節についていかがですか。先ほど委員からも認知症の健診の話も出たのでそれと併せて検討してもらえればと思います。

(事務局)

「基本方針6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実」は第8期と比べて第9期で変更があった箇所を簡単に説明します。68 ページをご覧ください。

「主要施策6-1 介護保険サービスの適正な提供体制の充実」として、施策の内容は3本あります。「6-1-(1) 介護予防サービスの充実」、「6-1-(2) 地域密着型サービスの充実」、「6-1-(3) 共生型サービス導入の推進」としました。多様化する利用者ニーズに対応した介護保険給付サービスが提供されるために、介護保険給付サービスの充実を図るとともに、低所得者対策も大事な取り組みであることから、70 ページの「5 低所得者対策の推進」として、第9期で新たな項目としました。主な内容としては、災害等で被災や生活困窮などの事情により、介護保険料の納付が難しい人に対して一定の基準のもと、保険料減免をしており、引き続き取り組みます。また、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置制度について市内の未実施法人に対して、この制度の趣旨を周知し、軽減制度が実施されるよう取り組んでいきます。

次に72 ページをご覧ください。「主要施策6-2 介護保険制度の適切な運営の確保」として、施策の内容は2つあります。「6-2-(1) 介護保険サービスの質の確保と人材養成」、「6-2-(2) 介護給付適正化の推進」としました。利用者一人ひとりに対応したきめ細かい対応をするためには、介護サービス事業者が質の良いサービスを提供することが求められます。

また、介護を受ける高齢者の増加が見込まれる一方で、介護職の高齢化や生産

年齢人口が急減することが見込まれます。

限られた生産人口のため、介護人材の不足が問題となっており、事務や業務の簡素化に取り組む必要があることから、73、74 ページの「3 介護人材確保・定着の推進」と、「5 介護現場の生産性向上の取組の推進」を第9期で新たな項目としました。

介護人材確保定着の推進の主な内容としては、介護の担い手を増やす取組みを推進するとともに、有資格者ではない人でも、居宅訪問して生活援助サービスが提供できるようヘルパーの養成を行います。

また、介護職員が安心して働ける環境を整備するため、介護現場におけるハラスメント対策も行います。

「介護職」が学生や生徒の就職の選択の一つとなるよう、介護事業所における学生や生徒の職場体験やインターンシップの受入体制を働きかけていきます。

介護現場の生産性向上の取組みを推進とした主な内容としては、介護現場における生産性向上に資する様々な支援を総合的に取り扱い、適切な支援につなぐ取組みとの連携を行っていきます。

介護事業者の事務負担を軽減するため、指定申請や加算などに関わる各種文書量の軽減、簡素化に取り組むとともに、介護ロボットや ICT 機器の導入に向けた支援を行います。

続きまして、「主要施策6-2-(2) 介護給付の適正化の推進」として、国の変更に合わせて主な取組みを変更しました。

内容としては、主要介護給付費用適正化事業、主要5事業の実施を、全国介護保険担当課長会において主要3事業に見直すとなっていることから3事業としました。以上となります。

(委員)

今説明がありましたとおり、介護人材の不足が世の中で言われています。これからの3年間の計画をまさに作っているわけですが、鎌倉市で本当にその十分な人材が確保できるのかどうかという見通しについてどのように考えているでしょうか。

(事務局)

人材確保について、市内の各施設に状況を確認していますが、どの事業所からもやはり人材が不足しているとの話を聞きます。鎌倉市でも神奈川県が実施している求職者と介護業界のマッチング支援事業の情報提供を行っていますが、介護業界を希望する人が集まらない状況です。そのため、介護人材の確保にはこれまで以上に取り組んでいきたいと考えています。

(委員長)

72 ページに「セルフケアプラン作成に係る支援の実施」とありますが、実際に利用される方は現在いますか。

(事務局)

現在、鎌倉市でセルフケアプランを行っている方は2名です。

(委員長)

書類等の手続き等の支援をしていくということですね。今の介護人材不足の関連で言うと、昨今の報道では介護人材だけでなく障害者施設でも職員が不足していて来てもらえないとの話も聞きます。それから、ケアマネジャーの不足や高齢化も深刻であるとの話もありますが、どんな認識を持っているのか教えてください。

(事務局)

鎌倉ケアマネ連絡会でもケアマネジャーの高齢化や人材不足の話が出ており、ケアマネジャーを増やせるよう鎌倉市を交えて話し合っているところです。

(事務局)

「第7節 計画推進のための主な指標」の説明をします。

前回の委員会の中で説明した内容からの変更点等を中心に説明します。評価指標の項目について、1点報告があります。「No. 6 生涯現役社会の構築と生きがいがづくりの推進」の中の項目について、「地域活動への参加」という名称を「社会参加活動」に変更しました。こちらの活動の中には就労も含まれていたことから名称を変えています。また、前回の資料の中でお示ししていた現状値に誤りがありましたので、こちら正しい数字に訂正しています。

それから、基本方針ごとに2つの項目を設け、13番と14番については全体の指標に設定していましたが、先ほど基本方針ごとの説明のとおり、「3-3-(5) 外出支援サービスの充実」については、基本方針を移動した関係で、「No. 7 外出頻度(週2回以上の外出割合)」の項目が「基本方針3 生涯現役社会の構築と生きがいがづくりの推進」に含まれることになった関係で、次の「基本方針4 住みなれた地域で生活できるための環境の整備」の評価指標については、項目が一つのみとなりました。

さらに、目標値について、目標値が現状下回ることに違和感を覚える人もいる可能性を踏まえて、一部の目標値の表現については「●%程度を維持」という表現にしました。以上となります。

(事務局)

それでは「第5章 介護保険制度の状況」について説明します。

まず、「2 介護保険サービス利用者数等の状況」についてですが、令和5年9月現在の認定者数および利用者数並びに給付を基準に算出するとなっていることから、現在、令和6年から令和8年度の見込み量が算出できていません。数値がわかり次第、見込み量を入力します。なお、認定者数が増加傾向であることから、サービス利用者数および給付費は増加傾向になることが見込みまれています。戻りまして、「1 サービス基盤整備のために」について、介護保険施設の整備量の目標は、介護老人福祉施設及び介護専用型以外の特定施設の整備量が現時点では認定者数や需要見込みが算出できていないため、数値がわかり次第、アンケート調査および既存施設の稼働率等も踏まえ、整備量を定めていきます。介護老人保健施設については、利用状況から充足していることがわかっていため、整備しない予定です。介護医療院が本市には設置されていないため、整備目標数は定めませんが、事業者から申請があった場合は整備していきたいと考えています。地域密着型サービスの整備量の目標は、今後認知症の方が増加していく傾向であるため、認知症対応型共同生活介護を1施設追加する予定です。地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設は、第8期と同様に整備しない予定です。小規模多機能型居宅介護については、第8期期間中に申請があり、現在選定中です。第8期で事業者が決定した場合は、第9期では整備しない予定です。定期巡回随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護は、第8期の整備量に達していないため、引き続き整備します。施設整備数の目標は数字のみの記載となっていますが、最終的には整備量の目標数を定めるときに、その理由を計画書に反映します。

続きまして、介護保険料について説明します。まず、介護保険料をどのように設定しているか説明しますと、要支援・要介護認定者の方が介護サービスを利用したときに1割から3割自己負担がありますが、残りの9割から7割のうち23%を65歳以上の人の介護保険料で賄うこととなっています。そのため、第9期計画期間中の3年間の給付費の見込みを立てて、そのうちの23%が第9期計画期間中で必要となる介護保険料となります。そこから、各段階の個別の月額保険料を算出していくこととなります。したがって、介護給付費の見込みが立ったら介護保険料を設定することとなっていますが、第9期については厚生労働省から介護保険料の設定に関わる項目の方針が未だ示されていない状況です。方針を示す予定は令和5年12月頃と厚生労働省から話がありますが、最終的な方針は未だ決定されていないため、現状では示すことができません。ただ、鎌倉市の現在の状況から考えると、第8期から大きく変更することはないと見込んでいます。厚生労働省の方針や介護給付等準備基金の活用も踏まえて、市民の負

担に配慮しながら設定していきたいと考えています。

(委員)

「3 介護保険事業量の見込み」で、介護サービスに対する需要がどのくらいあるかを表していると思います。その一方で、「1 サービス基盤整備のために」介護サービスの供給についてまとめてあると思われます。サービスでの需要に対してどれだけのサービスが必要かということ、どういった方法で算定しているのかちょっと伺いたい。簡単で構いませんのでよろしくお願いします。

(事務局)

サービスの整備量を見込みの計算方法について、令和5年6月時点の認定者数から将来の増加率を算出し、現在の介護サービスの利用料や使用回数などに増加率をかけ、どのくらい増加していくかを計算で出します。

(委員)

施設としてどれだけのサービスが必要かを介護サービスの需要からどのように展開していくかを伺いたいです。必要なサービス量に対してどれだけ施設を整備すればよいのか、施設の定員をどのくらいで見積もれば良いのかといったことに対応しているのではないかと考えています。そのあたりはどういった方法で算定しているのか伺いたいです。

(事務局)

いろいろな角度から見ていかなければいけないと考えています。各施設に待機者数や空室状況、実際の利用者数を見ながら今後の見込みを立てていくことを予定しています。

(委員)

そういった意味では、サービスの需要については未確定の部分が多くありますが、そこが決まれば今後変更する可能性もあると考えて良いですか。

(事務局)

例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は1施設を増やすことにはなっていますが、需要が大きく増えれば整備量も変わる可能性があります。

(委員)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスは全然足りていない状況です。

例えば、このサービスは独居の寝たきりや排泄が全くできない状態で食事も一人で取れないような1日複数回ヘルパーや看護師の訪問が必要な人が対象です。しかし、包括報酬のため、比較的安い金額でサービスが提供されていることから、それを受けることができる事業所がほとんどいないのが現状です。ここに記載されている2事業所という数字は2事業所しか受けることができていないということ。行える事業所は訪問看護事業所や訪問介護事業所の数だけありますが、手挙げをしている事業所が2つしかないということ。つまり、非常に苦しい中で運営しているため、同じような時間を取られる訪問介護や看護に週1回1時間行った場合と1日4回毎日行かなければならない場合が、実は1週間で見たら同じ保険料と自己負担で提供することになります。そんなことやれる事業所はありません。鎌倉市にお願いしたいのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護事業所を積極的にバックアップするようなことを第9期計画に入れてもらいたい。やりたいけれども、そこまで手間暇かけて収入が少なければ、週1回1時間で同じものができる方が当然選ばれていきます。そのため、私はこの目標値を見て非常に違和感がありました。

あと、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護について鎌倉市であまり広がっていませんが、総量規制によって広がらないのではないかと思います。そのため、地域を限定せず、市内どこの場所でも良いから募集することは考えていますか。

(事務局)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、第8期で令和3年～5年に公募をかけましたが、応募はありませんでした。そのため、第8期から継続して第9期にも記載をした経緯があります。小規模多機能型居宅介護については、令和3年度に公募しまして1事業所の応募があったものの選定までに至らなかった状況です。令和4年度も公募をかけて応募がなく、令和5年度に公募をかけて応募があり、これから選定する段階となっています。

看護小規模多機能型居宅介護は第8期の令和3年度に1社選定されましたが、選定後に事業所から辞退がありました。令和4、5年度と公募をかけましたが応募がない状況です。

現在、鎌倉市に小規模多機能型居宅介護が7施設、看護小規模多機能型居宅介護は2施設ある状況です。

地域密着型は鎌倉市民が入所できる施設になりますので、増やしていきたいと思っています。今の委員のご発言にありましてとおりに、補助などの仕組みも考えていく必要があると思います。運営推進会議もありますので、今何に困っているのかといった声も施設に聞いていきたいと思っています。

(委員長)

需要と供給のバランスが難しいと思いますが、介護保険だけではない様々な地域資源等を組み合わせて生活していくのが地域包括ケアシステムとなるので、自助や互助のところも含めて、これから考えていただければと思います。

概ね全体の説明を節ごとにしていただいて、いろいろご意見とか要望、確認事項等たくさん出ましたが、概ね方向性という意味ではこれで良いかと思います。

本日の第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。